

# 第2四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社東日本銀行

(E03642)

# 目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【生産、受注及び販売の状況】	6
2 【事業等のリスク】	6
3 【経営上の重要な契約等】	6
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	7
第3 【設備の状況】	21
第4 【提出会社の状況】	22
1 【株式等の状況】	22
(1) 【株式の総数等】	22
【株式の総数】	22
【発行済株式】	22
(2) 【新株予約権等の状況】	24
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	24
(4) 【ライツプランの内容】	24
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	24
(6) 【大株主の状況】	24
(7) 【議決権の状況】	26
【発行済株式】	26
【自己株式等】	26
2 【株価の推移】	27
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	27
3 【役員の状況】	27
第5 【経理の状況】	28
1 【中間連結財務諸表】	29
(1) 【中間連結貸借対照表】	29
(2) 【中間連結損益計算書】	30
(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】	31
(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	33

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	35
【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	45
【表示方法の変更】	46
【注記事項】	47
【事業の種類別セグメント情報】	77
【所在地別セグメント情報】	77
【国際業務経常収益】	77
【セグメント情報】	78
【関連情報】	78
【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】	78
【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】	78
【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】	78
2 【その他】	80
3 【中間財務諸表】	81
(1) 【中間貸借対照表】	81
(2) 【中間損益計算書】	83
(3) 【中間株主資本等変動計算書】	84
【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	87
【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	94
【追加情報】	95
【注記事項】	96
4 【その他】	105
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	106
監査報告書	巻末

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月12日

【四半期会計期間】 第145期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社東日本銀行

【英訳名】 The Higashi-Nippon Bank , Limited

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 鏡 味 徳 房

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋3丁目11番2号

【電話番号】 03(3273)6221(大代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 本 田 修

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社東日本銀行 水戸支店  
(茨城県水戸市泉町2丁目3番2号)

株式会社東日本銀行 松戸支店  
(千葉県松戸市稔台7丁目2番地の2)

株式会社東日本銀行 横浜支店  
(神奈川県横浜市中区曙町1丁目5番地)

株式会社東日本銀行 与野支店  
(埼玉県さいたま市浦和区上木崎2丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

#### (1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度 中間連結 会計期間	平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成20年度	平成21年度
		(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	24,244	21,688	21,138	45,263	42,312
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	1,274	5,580	4,134	15,118	8,443
連結中間純利益 (は連結中間純損失)	百万円	769	3,248	2,601		
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円				9,134	4,611
連結純資産額	百万円	107,182	103,535	108,379	98,386	105,124
連結総資産額	百万円	1,800,549	1,780,014	1,800,861	1,781,883	1,776,162
1株当たり純資産額	円	471.99	452.60	478.49	423.27	460.25
1株当たり中間純利益金額 (は1株当たり中間純損失金額)	円	4.17	17.62	13.52		
1株当たり当期純利益金額 (は1株当たり当期純損失金額)	円				50.74	23.82
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 金額	円		14.14	11.32		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	円					20.07
自己資本比率	%	5.9	5.8	6.0	5.5	5.9
連結自己資本比率 (国内基準)	%	11.08	11.23	11.52	10.70	11.37
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	19,779	1,094	17,998	33,091	27,304
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	17,816	42,512	16,884	22,353	10,855
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,154	775	774	1,162	776
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	54,993	106,590	79,770		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				63,759	79,431
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,440 [513]	1,458 [468]	1,469 [394]	1,413 [513]	1,410 [462]

- (注) 1. 当行の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。連結子会社も主に税抜方式によっております。  
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載してあります。  
3. 平成20年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、中間純損失が計上されているため記載していません。  
4. 平成20年度連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載していません。  
5. 自己資本比率は、(中間期末(期末)純資産の部合計 - 中間期末(期末)少数株主持分)を中間期末(期末)資産の部の合計で

除して算出しております。

- 6．連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 7．従業員数欄の[ ]内には、臨時従業員数の平均人員を外書きで記載しております。なお、平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

## (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第143期中	第144期中	第145期中	第143期	第144期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	百万円	23,935	21,416	20,835	44,631	41,756
経常利益 ( は経常損失)	百万円	1,255	5,562	3,981	15,085	8,431
中間純利益 ( は中間純損失)	百万円	783	3,271	2,606		
当期純利益 ( は当期純損失)	百万円				9,121	4,632
資本金	百万円	38,300	38,300	38,300	38,300	38,300
発行済株式総数	千株	普通株式 184,673 優先株式 10,000	普通株式 184,673 優先株式 10,000	普通株式 184,673 優先株式 10,000	普通株式 184,673 優先株式 10,000	普通株式 184,673 優先株式 10,000
純資産額	百万円	107,366	103,822	108,700	98,617	105,447
総資産額	百万円	1,801,041	1,780,349	1,801,282	1,782,174	1,776,440
預金残高	百万円	1,657,686	1,643,367	1,658,162	1,650,099	1,632,136
貸出金残高	百万円	1,375,882	1,357,022	1,322,701	1,388,610	1,338,213
有価証券残高	百万円	314,673	276,808	350,182	313,718	336,944
1株当たり中間配当額	円	普通株式 第一回優先株式	普通株式 第一回優先株式	普通株式 4.00 第一回優先株式 11.00		
1株当たり配当額	円				普通株式 3.00 第一回優先株式 22.00	普通株式 3.00 第一回優先株式 22.00
自己資本比率	%	6.0	5.8	6.0	5.5	5.9
単体自己資本比率 (国内基準)	%	11.11	11.26	11.56	10.73	11.41
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,390 [114]	1,412 [110]	1,421 [378]	1,365 [116]	1,364 [182]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、中間期末(期末)純資産の部合計を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。

3. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

4. 従業員数欄の[ ]内には、臨時従業員数の平均人員を外書きで記載しております。なお、平成20年9月、平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	1,469 [394]
---------	----------------

(注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員512人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	1,421 [378]
---------	----------------

(注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員475人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。



## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

### 2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生及び前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

##### (1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間の内外経済を顧みますと、海外経済は、減速しつつも回復を続けております。

米国経済は、減速しているものの緩やかに回復しております。輸出の増加が続き設備投資も緩やかに増加しているものの、在庫投資の増勢鈍化などから経済成長のペースは落ちております。一方、雇用環境の改善は捗々しくなく、個人消費の増加ペースは緩やかなものに止まり、住宅投資も低水準で推移しております。

欧州経済は、ユーロエリア経済については国ごとのばらつきを伴いながらも、全体としてみれば、緩やかに回復しております。輸出がユーロ安の影響もあり堅調に推移しているほか、個人消費などの内需も持ち直す中、生産は緩やかに増加しております。

アジア経済は、中国経済については幾分減速しつつも、高めの成長を続けており、個人消費は家計の所得水準の向上を背景に堅調に推移しております。輸出は、海外経済の減速を背景に伸長の度合は鈍化しているものの増加を続けております。新興国では、経済が着実に回復を続けております。輸出や生産の増勢が足もと鈍化する一方で、個人消費や設備投資は増加基調にあります。

わが国経済は、緩やかに回復しつつあります。輸出や生産は増加ペースが鈍化しているものの増加を継続しております。一方で公共投資は減少傾向にあります。国内民間需要をみると、設備投資は緩やかながらも持ち直しに転じつつあります。また、個人消費は、持ち直し基調が続いており、雇用・所得環境は、引き続き厳しい状況にあるものの、その程度は幾分緩和されております。

このような環境のもと、当行及びグループ会社は、業績の伸長と経営の効率化に努め、その結果、当第2四半期連結会計期間の業績は以下のとおりとなりました。

業容面につきましては、預金は、当第2四半期連結会計期間中138億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は1兆6,562億円となりました。

一方、貸出金は、当第2四半期連結会計期間中57億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は1兆3,223億円となりました。

有価証券は、当第2四半期連結会計期間中199億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は3,491億円となりました。

総資産は、当第2四半期連結会計期間中94億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は1兆8,008億円となりました。

次に、損益状況でございますが、経常収益は前年同四半期連結会計期間比9億75百万円減少し、104億13百万円となりました。うち資金運用収益が85億85百万円、役務取引等収益が7億65百万円、その他業務収益が6億99百万円、その他経常収益が3億62百万円となりました。

一方、経常費用は前年同四半期連結会計期間比12億67百万円増加し、87億78百万円となりました。うち資金調達費用が8億52百万円、役務取引等費用が4億40百万円、営業経費が57億13百万円、その他経常費用が17億71百万円となりました。

以上により、経常利益は前年同四半期連結会計期間比22億43百万円減少して16億35百万円、四半期純利益は前年同四半期連結会計期間比9億80百万円減少して12億65百万円となりました。

## 国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は、前年同四半期連結会計期間比24百万円の減少で、77億33百万円となりました。国内業務部門は35百万円減少して76億99百万円となりました。国際業務部門については11百万円増加して34百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収支は、前年同四半期連結会計期間比83百万円増加して3億25百万円となりました。国内業務部門については40百万円減少して4億20百万円となり、国際業務部門については2百万円増加して12百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間のその他業務収支は、前年同四半期連結会計期間比8億38百万円減少して6億98百万円となりました。国内業務部門については8億33百万円減少して7億22百万円となり、国際業務部門については2百万円増加して24百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	7,734	22	0	7,757
	当第2四半期連結会計期間	7,699	34	0	7,733
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	8,954	65	5	30 8,985
	当第2四半期連結会計期間	8,545	65	5	19 8,585
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	1,220	42	5	30 1,227
	当第2四半期連結会計期間	845	31	5	19 852
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	461	10	230	241
	当第2四半期連結会計期間	420	12	108	325
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	943	14	234	724
	当第2四半期連結会計期間	860	16	112	765
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	482	4	3	482
	当第2四半期連結会計期間	440	3	3	440
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	1,555	22	41	1,536
	当第2四半期連結会計期間	722	24	49	698
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	1,558	22	41	1,539
	当第2四半期連結会計期間	723	24	49	699
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	2			2
	当第2四半期連結会計期間	1			1

(注) 1. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3. 相殺消去額は、連結会社相互間の取引高の消去額であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収益は、前年同四半期連結会計期間比41百万円増加して7億65百万円となりました。国内業務部門については、代理業務の受入手数料等を主要因に82百万円減少して8億60百万円となりました。国際業務部門については、1百万円増加して16百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間の役務取引等費用は、前年同四半期連結会計期間比42百万円減少して4億40百万円となりました。国内業務部門は支払保証料等を主要因に42百万円減少し4億40百万円となり、国際業務部門については3百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	943	14	234	724
	当第2四半期連結会計期間	860	16	112	765
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	216			216
	当第2四半期連結会計期間	282			282
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	279	14	1	292
	当第2四半期連結会計期間	267	16	1	281
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	92			92
	当第2四半期連結会計期間	83			83
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	319		232	87
	当第2四半期連結会計期間	188		110	78
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	32			32
	当第2四半期連結会計期間	37			37
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	2	0		2
	当第2四半期連結会計期間	0	0		1
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	482	4	3	482
	当第2四半期連結会計期間	440	3	3	440
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	66	3		70
	当第2四半期連結会計期間	68	3		72

(注) 1. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

2. 相殺消去額は、連結会社相互間の取引高の消去額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成21年9月30日	1,638,506	4,861	2,090	1,641,276
	平成22年9月30日	1,653,248	4,914	1,876	1,656,286
うち流動性預金	平成21年9月30日	610,246		2,080	608,166
	平成22年9月30日	628,802		1,866	626,935
うち定期性預金	平成21年9月30日	1,005,707		10	1,005,697
	平成22年9月30日	1,000,910		10	1,000,900
うちその他	平成21年9月30日	22,551	4,861		27,412
	平成22年9月30日	23,535	4,914		28,449
譲渡性預金	平成21年9月30日				
	平成22年9月30日				
総合計	平成21年9月30日	1,638,506	4,861	2,090	1,641,276
	平成22年9月30日	1,653,248	4,914	1,876	1,656,286

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。  
ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

4. 相殺消去額は、連結会社相互間の債権・債務の消去額であります。

国内・特別国際金融取引勘定別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年9月30日		平成22年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,356,398	100.00	1,322,329	100.00
製造業	105,232	7.76	102,022	7.71
農業, 林業	1,477	0.11	680	0.05
漁業				
鉱業, 採石業, 砂利採取業	190	0.01	224	0.02
建設業	74,245	5.47	75,068	5.68
電気・ガス・熱供給・水道業	13	0.00	95	0.01
情報通信業	20,171	1.49	24,953	1.89
運輸業, 郵便業	28,582	2.11	29,591	2.24
卸売業, 小売業	145,056	10.70	140,225	10.60
金融業, 保険業	67,315	4.96	60,690	4.59
不動産業	128,208	9.45	87,296	6.60
不動産賃貸管理業	250,025	18.43	296,298	22.41
物品賃貸業	33,560	2.47	28,518	2.16
学術研究, 専門・技術サービス業	19,779	1.46	18,005	1.36
宿泊業	9,939	0.73	12,671	0.96
飲食業	21,562	1.59	20,787	1.57
生活関連サービス業, 娯楽業	36,588	2.70	37,241	2.82
教育, 学習支援業	4,468	0.33	4,754	0.36
医療・福祉	23,010	1.70	23,896	1.81
その他のサービス業	27,454	2.02	29,414	2.22
地方公共団体	17,610	1.30	17,380	1.31
その他	341,904	25.21	312,510	23.63
特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	1,356,398		1,322,329	

(注) 「国内」とは、当行(除く特別国際金融取引勘定分)及び連結子会社であります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	17,167	17,761	594
経費(除く臨時処理分)	10,391	10,966	574
人件費	5,473	5,847	373
物件費	4,437	4,617	180
税金	480	500	20
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	6,775	6,795	19
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	6,775	6,795	19
一般貸倒引当金繰入額	560		560
業務純益	7,335	6,795	540
うち債券関係損益	1,505	1,803	298
臨時損益	1,773	2,813	1,040
株式関係損益	259	1,874	2,133
不良債権処理損失	1,589	696	892
貸出金償却	0	8	8
個別貸倒引当金繰入額	1,539		1,539
その他の債権売却損等	49	687	637
その他臨時損益	443	243	200
経常利益	5,562	3,981	1,581
特別損益	14	588	602
うち固定資産処分損益	16	46	30
うち貸倒引当金戻入益		691	691
税引前中間純利益	5,548	4,569	978
法人税、住民税及び事業税	65	22	43
法人税等調整額	2,211	1,941	269
法人税等合計	2,276	1,963	313
中間純利益	3,271	2,606	665

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

## 2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.07	1.98	0.09
(イ)貸出金利回	2.38	2.36	0.02
(ロ)有価証券利回	1.03	0.96	0.07
(2) 資金調達原価	1.59	1.56	0.02
(イ)預金等利回	0.28	0.18	0.09
(ロ)外部負債利回	0.11	0.09	0.02
(3) 総資金利鞘	-	0.48	0.41

(注) 1. 「国内業務部門」とは国内店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

## 3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金 繰入前・のれん償却前)	16.63	15.31	1.32
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	16.63	15.31	1.32
業務純益ベース	18.01	15.31	2.70
中間純利益ベース	8.03	5.71	2.31

(注) 業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)は、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)} - \text{優先株式配当金総額}}{\text{期中日数}} \times 365 \\ \div \{ (\text{期首純資産額} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{中間期末純資産額} - \text{中間期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) \} \div 2 \times 100$$

業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)は、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{業務純益(一般貸倒引当金繰入前)} - \text{優先株式配当金総額}}{\text{期中日数}} \times 365 \\ \div \{ (\text{期首純資産額} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{中間期末純資産額} - \text{中間期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) \} \div 2 \times 100$$

業務純益ベースは、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{業務純益} - \text{優先株式配当金総額}}{\text{期中日数}} \times 365 \\ \div \{ (\text{期首純資産額} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{中間期末純資産額} - \text{中間期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) \} \div 2 \times 100$$

中間純利益ベースは、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{中間純利益} - \text{優先株式配当金総額}}{\text{期中日数}} \times 365 \\ \div \{ (\text{期首純資産額} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{中間期末純資産額} - \text{中間期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) \} \div 2 \times 100$$



#### 4. 預金・貸出金の状況(単体)

##### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	1,643,367	1,658,162	14,795
預金(平残)	1,598,016	1,595,215	2,800
貸出金(未残)	1,357,022	1,322,701	34,321
貸出金(平残)	1,355,214	1,309,383	45,831

##### (2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,160,112	1,145,755	14,357
法人	483,254	512,406	29,152
合計	1,643,367	1,658,162	14,795

##### (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	329,393	304,304	25,088
住宅ローン残高	310,971	287,961	23,009
その他ローン残高	18,421	16,342	2,079

##### (4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,223,701	1,189,479	34,222
総貸出金残高	百万円	1,357,022	1,322,701	34,321
中小企業等貸出金比率	/ %	90.17	89.92	0.24
中小企業等貸出先件数	件	49,732	47,963	1,769
総貸出先件数	件	49,982	48,242	1,740
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.49	99.42	0.07

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

5 . 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	35	146	45	219
保証	504	2,609	438	2,110
計	539	2,756	483	2,330

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当行は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出手法は標準的手法、オペレーショナル・リスクの算出手法は基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	38,300	38,300
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	34,600	34,600
	利益剰余金	24,897	28,089
	自己株式( )	139	141
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額( )		847
	その他有価証券の評価差損( )		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	107	75
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		
	営業権相当額( )		
	のれん相当額( )		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当 額( )		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )		
計 (A)	97,766	100,076	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券			
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	3,716	3,716
	一般貸倒引当金	6,569	6,524
	負債性資本調達手段等	10,000	10,000
	うち永久劣後債務		
	うち期限付劣後債務(注)	10,000	10,000
	計	20,285	20,241
	うち自己資本への算入額 (B)	20,285	20,241
控除項目	控除項目 (C)		
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	118,051	120,317

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	981,575	976,886
	オフ・バランス取引等項目	3,709	4,055
	信用リスク・アセットの額 (E)	985,285	980,941
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	65,771	63,044
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,261	5,043
	計(E) + (F) (H)	1,051,056	1,043,985
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		11.23	11.52
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		9.30	9.58

(注) 告示第29条第1項第4号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	38,300	38,300
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	24,600	24,600
	その他資本剰余金	10,000	10,000
	利益準備金		154
	その他利益剰余金	25,291	28,331
	その他		
	自己株式( )	139	141
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額( )		847
	その他有価証券の評価差損( )		
	新株予約権		
	営業権相当額( )		
	のれん相当額( )		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額( )		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )		
	計 (A)	98,052	100,397
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券		
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	3,716	3,716
	一般貸倒引当金	6,563	6,520
	負債性資本調達手段等	10,000	10,000
	うち永久劣後債務		
	うち期限付劣後債務(注)	10,000	10,000
	計	20,280	20,236
	うち自己資本への算入額 (B)	20,280	20,236
控除項目	控除項目 (C)		
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	118,333	120,634
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	982,014	977,362
	オフ・バランス取引等項目	3,709	4,055
	信用リスク・アセットの額 (E)	985,723	981,418
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	64,506	61,893
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,160	4,951
	計(E) + (F) (H)	1,050,229	1,043,311
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		11.26	11.56
(参考) Tier 1比率 = A / H × 100(%)		9.33	9.62

(注) 告示第41条第1項第4号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で区分されております。

#### 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

#### 資産の査定額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	470	286
危険債権	283	242
要管理債権	70	72
正常債権	12,802	12,668

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物は、797億70百万円(前年同四半期連結会計期間末は1,065億90百万円)となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは 343億90百万円(前年同四半期連結会計期間は 217億72百万円)となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益21億48百万円(前年同四半期連結会計期間は38億64百万円)、貸出金の純増57億23百万円(前年同四半期連結会計期間は純減108億82百万円)、預金の純減138億89百万円(前年同四半期連結会計期間は純減186億98百万円)、コールローン等の純増150億0百万円(前年同四半期連結会計期間は純増200億51百万円)等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは 184億38百万円(前年同四半期連結会計期間は417億50百万円)となりました。これは主に有価証券の取得による支出409億2百万円(前年同四半期連結会計期間は36億23百万円)、有価証券の売却・償還による収入225億65百万円(前年同四半期連結会計期間は458億27百万円)等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは 0百万円(前年同四半期連結会計期間は 1百万円)となりました。これは主に、自己株式取得による支出0百万円によるものであります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (4) 研究開発活動

該当事項なし。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	事業の別	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	尾久支店	東京都 荒川区	建替	銀行業	店舗	478		自己資金	未定	未定
当行	蒲田支店	東京都 大田区	建替	銀行業	店舗	140		自己資金	未定	未定

(注)上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	388,000,000
優先株式	20,000,000
計	408,000,000

(注) 当行定款第6条に次のとおり規定しております。

当銀行の発行可能株式総数は、4億8百万株とし、このうち3億8千8百万株は普通株式、2千万株は優先株式とする。

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	184,673,500	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	(注) 1, 2
第一回優先株式 (第一回優先株式 は行使価額修正条 項付新株予約権付 社債券等でありま す。)	10,000,000	同左		(当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質) ・株価の下落により、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券の数は増加します。 ・行使価額の修正基準は毎年3月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とします。 ・行使価額は、前項記述の平均値が、440円を下回るときは、440円を下限とします。 ・当行は、いつでも法令の定めるところに従って、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を取得し、これを法令の定めるところに従って消却することができます。 (注) 1, 3, 4, 5
計	194,673,500	同左		

(注) 1. 単元株式数は定款で、1,000株と定めております。

2. 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式です(当行定款第2章の2に定める優先株式ではありません。)

3. 提出日現在第一回優先株式の普通株式への転換はありません。

4. 第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 優先配当金

本優先株式の株主(以下「本優先株主」という。)に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については以下のとおりである。

##### 優先配当金

本優先株式1株につき22円とする。

##### 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

##### 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

#### 優先中間配当金

本優先株式1株につき11円とする。

#### (2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2,000円を支払う。本優先株主に対しては、前記の2,000円のほか残余財産の分配は行わない。

#### (3) 本優先株式の取得および消却

当行は、いつでも法令の定めるところに従って本優先株式を取得し、これを法令の定めるところに従って消却することができる。

#### (4) 議決権

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

#### (5) 本優先株式の併合または分割、募集株式の割当て、株式無償割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、本優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

#### (6) 取得請求権

本優先株主は、当行に対し、当該優先株主が有する優先株式と引換えに、下記のとおり普通株式を交付するよう請求することができる。

##### 取得を請求し得べき期間

平成15年3月31日から平成23年3月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

##### 取得の条件

##### ア．当初取得価額

当初取得価額は、平成15年3月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

ただし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が440円を下回るときは、当該金額とする。

##### イ．取得価額の修正

取得価額は、平成15年3月31日以降平成23年3月30日までの毎年3月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

ただし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が440円を下回るときは、当該金額とする。

##### ウ．取得価額の調整

取得価額は、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、その他一定の場合には次に定める算式により調整されるほか、合併等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と合理的に判断する価額に変更される。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

##### エ．引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{引換えに交付する普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が引換えに交付を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{取得価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。

##### オ．取得請求受付場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号

日本証券代行株式会社

##### カ．取得の効力発生

取得の効力は、取得請求書および本優先株式の株券が取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

##### 優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった本優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当行がこれを取得し、当行はこれと引換えに本優先株式1株につき、その払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の当行の普通株式を優先株主に対し交付する。

ただし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が440円を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式を交付する。また、合併

等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と合理的に判断する価額に変更される。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。

(7)種類株主総会の決議

当行は、定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

5. 当行は、定款において、優先株式が剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること、並びに普通株式を対価とする取得請求権が付されていること等を株式の内容として定めていることから、優先株主は、株主総会において、議決権を有しないものとしております。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する旨を定款において、定めております。
6. 当行は、第一回優先株式にかかる当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間に取決めはありません。
7. 当行は、当行の株券の売買に関する事項について、第一回優先株式にかかる当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間に取決めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年9月30日		普通株式 184,673 第一回優先株式 10,000		38,300,000		24,600,245

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	25,694	13.19
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	14,906	7.65

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	11,432	5.87
アイフル株式会社	京都府京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1	10,675	5.48
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	10,000	5.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	5,227	2.68
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27番2号	4,974	2.55
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西3丁目11番地	4,121	2.11
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	3,956	2.03
東日本銀行従業員投資会	東京都中央区日本橋3丁目11番2号	3,287	1.68
計		94,272	48.42

(注) あいおい損害保険株式会社は、ニッセイ同和損害保険株式会社と合併し、平成22年10月1日付をもって、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社に商号変更しております。

所有議決権数別

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	25,694	14.01
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	14,906	8.13
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	11,432	6.23
アイフル株式会社	京都府京都市下京区烏丸通五条上る高砂町 381-1	10,675	5.82
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	5,227	2.85
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27番2号	4,974	2.71
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西3丁目11番地	4,121	2.24
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	3,956	2.15
東日本銀行従業員投資会	東京都中央区日本橋3丁目11番2号	3,287	1.79
SMBCファイナンスサービス株式 会社	東京都港区三田3丁目5番27号	3,063	1.67
計		87,335	47.64

(注) あいおい損害保険株式会社は、ニッセイ同和損害保険株式会社と合併し、平成22年10月1日付をもって、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社に商号変更しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回優先株式 10,000,000		「1 株式等の状況」の(1)株式の総 数等に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 356,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 183,300,000	183,300	
単元未満株式	普通株式 1,017,500		1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	194,673,500		
総株主の議決権		183,300	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。  
また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社東日本銀行	東京都中央区日本橋3丁目 11番2号	356,000		356,000	0.18
計		356,000		356,000	0.18

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

### (1) 普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	198	170	177	173	168	163
最低(円)	168	156	161	161	154	155

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

### (2) 第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)及び当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)及び当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】  
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	7 107,396	7 80,453	7 80,330
コールローン及び買入手形	30,153	30,152	10,158
買入金銭債権	12	3	8
有価証券	7, 14 275,744	7, 14 349,118	7, 14 335,881
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,356,398	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,322,329	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,337,850
外国為替	5 818	5 874	5 808
その他資産	7 10,395	7 9,494	7 9,564
有形固定資産	9, 10, 11 18,574	9, 10, 11 19,273	9, 10, 11 19,086
無形固定資産	943	891	949
繰延税金資産	16,459	11,989	14,907
支払承諾見返	2,756	2,330	2,461
貸倒引当金	39,637	26,049	35,842
資産の部合計	1,780,014	1,800,861	1,776,162
<b>負債の部</b>			
預金	7 1,641,276	7 1,656,286	7 1,630,286
コールマネー及び売渡手形	32	-	31
借入金	7 -	7 1,600	7 -
外国為替	2	0	0
社債	12 10,000	12 10,000	12 10,000
その他負債	13 11,283	13 11,159	13 17,086
賞与引当金	671	657	658
退職給付引当金	6,128	6,274	6,214
役員退職慰労引当金	272	217	309
投資損失引当金	135	100	131
利息返還損失引当金	15	3	8
睡眠預金払戻損失引当金	168	166	165
偶発損失引当金	265	217	216
再評価に係る繰延税金負債	9 3,468	9 3,468	9 3,468
支払承諾	2,756	2,330	2,461
負債の部合計	1,676,479	1,692,481	1,671,037
<b>純資産の部</b>			
資本金	38,300	38,300	38,300
資本剰余金	34,600	34,600	34,600
利益剰余金	24,897	28,089	26,260
自己株式	139	141	140
株主資本合計	97,658	100,848	99,020
その他有価証券評価差額金	1,317	3,281	1,615
繰延ヘッジ損益	337	615	370
土地再評価差額金	9 4,789	9 4,789	9 4,789
評価・換算差額等合計	5,769	7,456	6,034
少数株主持分	107	75	68
純資産の部合計	103,535	108,379	105,124
負債及び純資産の部合計	1,780,014	1,800,861	1,776,162



## (2)【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
経常収益	21,688	21,138	42,312
資金運用収益	17,814	17,129	35,255
(うち貸出金利息)	16,233	15,498	32,178
(うち有価証券利息配当金)	1,549	1,583	3,005
役務取引等収益	1,386	1,490	2,957
その他業務収益	1,788	2,095	3,047
その他経常収益	1 698	1 422	1 1,051
経常費用	16,107	17,003	33,869
資金調達費用	2,545	1,778	4,653
(うち預金利息)	2,315	1,518	4,175
役務取引等費用	977	902	1,883
その他業務費用	4	2	34
営業経費	10,862	11,395	21,925
その他経常費用	2 1,718	2 2,924	2 5,372
経常利益	5,580	4,134	8,443
特別利益	2	547	3
貸倒引当金戻入益	-	546	-
償却債権取立益	2	0	3
特別損失	16	103	203
固定資産処分損	3 16	3 46	3 203
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		57	
税金等調整前中間純利益	5,566	4,578	8,242
法人税、住民税及び事業税	67	22	48
法人税等調整額	2,283	1,946	3,653
法人税等合計	2,350	1,969	3,702
少数株主損益調整前中間純利益		2,608	
少数株主利益又は少数株主損失( )	32	6	71
中間純利益	3,248	2,601	4,611

## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等変動 計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	38,300	38,300	38,300
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	38,300	38,300	38,300
資本剰余金			
前期末残高	34,600	34,600	34,600
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	34,600	34,600	34,600
利益剰余金			
前期末残高	22,421	26,260	22,421
当中間期変動額			
剰余金の配当	773	772	773
中間純利益	3,248	2,601	4,611
当中間期変動額合計	2,475	1,828	3,838
当中間期末残高	24,897	28,089	26,260
自己株式			
前期末残高	136	140	136
当中間期変動額			
自己株式の取得	2	1	3
当中間期変動額合計	2	1	3
当中間期末残高	139	141	140
株主資本合計			
前期末残高	95,185	99,020	95,185
当中間期変動額			
剰余金の配当	773	772	773
中間純利益	3,248	2,601	4,611
自己株式の取得	2	1	3
当中間期変動額合計	2,473	1,827	3,835
当中間期末残高	97,658	100,848	99,020

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等変動 計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
評価・換算差額等			
其他有価証券評価差額金			
前期末残高	1,385	1,615	1,385
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,702	1,666	3,000
当中間期変動額合計	2,702	1,666	3,000
当中間期末残高	1,317	3,281	1,615
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	344	370	344
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	6	244	26
当中間期変動額合計	6	244	26
当中間期末残高	337	615	370
土地再評価差額金			
前期末残高	4,789	4,789	4,789
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	4,789	4,789	4,789
評価・換算差額等合計			
前期末残高	3,060	6,034	3,060
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,708	1,421	2,974
当中間期変動額合計	2,708	1,421	2,974
当中間期末残高	5,769	7,456	6,034
少数株主持分			
前期末残高	140	68	140
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	32	6	71
当中間期変動額合計	32	6	71
当中間期末残高	107	75	68
純資産合計			
前期末残高	98,386	105,124	98,386
当中間期変動額			
剰余金の配当	773	772	773
中間純利益	3,248	2,601	4,611
自己株式の取得	2	1	3
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,676	1,428	2,902
当中間期変動額合計	5,149	3,255	6,738
当中間期末残高	103,535	108,379	105,124

## (4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税金等調整前中間純利益	5,566	4,578	8,242
減価償却費	357	394	761
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		57	
貸倒引当金の増減( )	472	9,793	3,322
賞与引当金の増減額( は減少)	200	1	213
退職給付引当金の増減額( は減少)	43	59	130
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	51	92	15
利息返還損失引当金の増減額( は減少)	4	4	2
睡眠預金払戻損失引当金の増減( )	15	1	18
偶発損失引当金の増減( )	3	0	53
資金運用収益	17,814	17,129	35,255
資金調達費用	2,545	1,778	4,653
有価証券関係損益( )	1,764	70	2,573
為替差損益( は益)	1	1	0
固定資産処分損益( は益)	9	29	116
貸出金の純増( )減	31,615	15,520	50,163
預金の純増減( )	6,411	25,999	17,401
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	-	1,600	-
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	9	215	101
コールローン等の純増( )減	30,149	19,989	10,150
コールマネー等の純増減( )	0	31	1
外国為替(資産)の純増( )減	210	66	220
外国為替(負債)の純増減( )	0	-	3
資金運用による収入	17,954	17,335	35,372
資金調達による支出	2,488	2,037	4,801
その他	502	427	162
小計	629	18,069	25,582
法人税等の支払額	50	71	56
法人税等の還付額	1,775	-	1,778
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,094	17,998	27,304
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出	13,468	88,180	101,383
有価証券の売却による収入	53,646	63,346	88,387
有価証券の償還による収入	2,796	8,299	3,404
有形固定資産の取得による支出	461	346	1,264
有形固定資産の売却による収入	0	0	0
その他	-	2	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	42,512	16,884	10,855

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額	773	772	773
自己株式の取得による支出	2	1	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	775	774	776
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	1	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	42,831	338	15,672
現金及び現金同等物の期首残高	63,759	79,431	63,759
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 106,590	1 79,770	1 79,431

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 4社 東日本ビジネスサービス㈱、東日本オフィスサービス㈱、東日本保証サービス㈱、東日本銀ジェシーピーカード㈱ (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 4社 同左 (2) 非連結子会社 同左	(1) 連結子会社 4社 連結子会社名は、「第1企業の概況4関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 (2) 非連結子会社 同左
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (2) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の関連会社 同左 (2) 持分法非適用の関連会社 同左	(1) 持分法適用の関連会社 同左 (2) 持分法非適用の関連会社 同左
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。	同左	すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券で時価のあるものうち株式及びその他の中の受益証券については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券で時価のあるものうち株式及びその他の中の受益証券については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券で時価のあるものうち株式及びその他の中の受益証券については連結決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については、連結決算期末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(3) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、それぞれ次の方法により償却しております。なお、定率法を採用しているものについては、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 建物 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。 その他 定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～47年 その他 3年～15年	(3) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 同左	(3) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、それぞれ次の方法により償却しております。 建物 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。 その他 定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～47年 その他 3年～15年

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>リース資産 同左</p>	<p>無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>リース資産 同左</p>



	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(4) 貸倒引当金の計上基準          当行の貸倒引当金は、          予め定めている償却・引          当基準に則り、次のとお          り計上しております。          「銀行等金融機関の資産          の自己査定並びに貸倒償          却及び貸倒引当金の監査          に関する実務指針」(日          本公認会計士協会銀行等          監査特別委員会報告第4          号)に規定する正常先債          権及び要注意先債権に相          当する債権については、          一定の種類毎に分類し、          過去の一定期間における          各々の貸倒実績から算出          した貸倒実績率等に基づ          き引き当てしております。          破綻懸念先債権に相当す          る債権については、債権          額から担保の処分可能見          込額及び保証による回収          可能見込額を控除し、そ          の残額のうち必要と認め          る額を引き当ておりま          す。破綻先債権及び実質          破綻先債権に相当する債          権については、債権額か          ら、担保の処分可能見込          額及び保証による回収可          能見込額を控除した残額          を引き当てしております。          すべての債権は、資産          の自己査定基準に基づ          き、営業関連部署の協力          の下に資産査定部署が資          産査定を実施しており、          その査定結果により上記          の引当を行っております。</p> <p>連結子会社について          は、過去の貸倒実績率等          を勘案して必要と認めた          額を引き当ております。</p>	<p>(4) 貸倒引当金の計上基準          同左</p>	<p>(4) 貸倒引当金の計上基準          同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(5) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(5) 賞与引当金の計上基準 同左</p>	<p>(5) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 同左</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度末から、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
			日)を適用しております。 なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。
	(7) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。	(7) 役員退職慰労引当金の計上基準 同左	(7) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
	(8) 投資損失引当金の計上基準 関係会社の債務超過額にかかる損失に備えるため、関係会社に対する投資額及び貸出金を超えて負担が見込まれる額を計上しております。	(8) 投資損失引当金の計上基準 同左	(8) 投資損失引当金の計上基準 同左
	(9) 利息返還損失引当金の計上基準 利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。	(9) 利息返還損失引当金の計上基準 同左	(9) 利息返還損失引当金の計上基準 同左
	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左
	(11) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度等により実行した融資	(11) 偶発損失引当金の計上基準 同左	(11) 偶発損失引当金の計上基準 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	について、将来発生する可能性のある負担金支払の見込額を計上しております。		
	(12)外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(12)外貨建資産・負債の換算基準 同左	(12)外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(13)リース取引の処理方法 当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(13)リース取引の処理方法 同左	(13)リース取引の処理方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>金利リスク・ヘッジ  当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p>	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>金利リスク・ヘッジ  当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p>	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>金利リスク・ヘッジ  当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は337百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は179百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は288百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
		(15)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	
	(16)消費税等の会計処理 当行の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。連結子会社も主に税抜方式によっております。 ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。	(16)消費税等の会計処理 同左	(16)消費税等の会計処理 当行の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。連結子会社も主に税抜方式によっております。 ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
	(17)手形割引の会計処理 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。	(17)手形割引の会計処理 同左	(17)手形割引の会計処理 同左
5.(中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。		連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、経常利益は0百万円、税金等調整前中間純利益は58百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は61百万円です。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>この変更による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。</p>



【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
	(中間連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成21年3月24日)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は33,712百万円、延滞債権額は41,455百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,309百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,745百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は16,956百万円、延滞債権額は35,893百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,578百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,690百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は24,958百万円、延滞債権額は40,465百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,028百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,245百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																										
<p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は82,223百万円であります。</p> <p>なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引により受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,705百万円であります。</p> <p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、496百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>26百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>43,941百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>25百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>6,289百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券42,372百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は3,550百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、50,049百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが37,389百万円あります。</p>	現金預け金	26百万円	有価証券	43,941百万円	その他資産	25百万円	預金	6,289百万円	<p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は60,119百万円であります。</p> <p>なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引により受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,651百万円あります。</p> <p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、498百万円あります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>26百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>125,454百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>29百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>6,124百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>1,600百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券42,436百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は3,616百万円あります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、50,258百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが39,345百万円あります。</p>	現金預け金	26百万円	有価証券	125,454百万円	その他資産	29百万円	預金	6,124百万円	借入金	1,600百万円	<p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は73,697百万円あります。</p> <p>なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引により受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は19,215百万円あります。</p> <p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、497百万円あります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>26百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>153,992百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>25百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>5,083百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券42,565百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は3,488百万円あります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、47,826百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが37,209百万円あります。</p>	現金預け金	26百万円	有価証券	153,992百万円	その他資産	25百万円	預金	5,083百万円
現金預け金	26百万円																											
有価証券	43,941百万円																											
その他資産	25百万円																											
預金	6,289百万円																											
現金預け金	26百万円																											
有価証券	125,454百万円																											
その他資産	29百万円																											
預金	6,124百万円																											
借入金	1,600百万円																											
現金預け金	26百万円																											
有価証券	153,992百万円																											
その他資産	25百万円																											
預金	5,083百万円																											

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>10.有形固定資産の減価償却累計額 10,709百万円</p> <p>11.</p> <p>12.社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>13.営業譲受に伴い、株式会社新潟中央銀行から元本の価額を割り引いて譲受けた債権につきましては、債権を割り引く前の元本の価額で計上し、譲受価額との差額は「その他負債」に345百万円計上しております。なお、割引譲受債権の回収に伴うその他負債の取崩額は11百万円であり、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。</p> <p>14.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,520百万円であります。</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 49百万円</p> <p>10.有形固定資産の減価償却累計額 10,221百万円</p> <p>11.</p> <p>12.社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>13.営業譲受に伴い、株式会社新潟中央銀行から元本の価額を割り引いて譲受けた債権につきましては、債権を割り引く前の元本の価額で計上し、譲受価額との差額は「その他負債」に265百万円計上しております。なお、割引譲受債権の回収に伴うその他負債の取崩額は9百万円であり、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。</p> <p>14.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は838百万円であります。</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回っていないため差額を記載しておりません。</p> <p>10.有形固定資産の減価償却累計額 10,388百万円</p> <p>11.有形固定資産の圧縮記帳額 1,030百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 百万円)</p> <p>12.社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>13.営業譲受に伴い、株式会社新潟中央銀行から元本の価額を割り引いて譲受けた債権につきましては、債権を割り引く前の元本の価額で計上し、譲受価額との差額は「その他負債」に284百万円計上しております。なお、割引譲受債権の回収に伴うその他負債の取崩額は29百万円であり、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。</p> <p>14.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,105百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>1. その他経常収益には、株式等売却益514百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,242百万円及び株式等償却250百万円を含んでおります。</p> <p>3.</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益207百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、株式等償却2,082百万円を含んでおります。</p> <p>3.</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益617百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他の経常費用には、株式等償却340百万円及び延滞債権等を売却したことによる損失997百万円を含んでおります。</p> <p>3. 固定資産処分損は、建物の処分損185百万円、その他の処分損17百万円であります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	184,673			184,673	
第一回優先株式	10,000			10,000	
合計	194,673			194,673	
自己株式					
普通株式	332	9		341	(注)
合計	332	9		341	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加9千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 当行の配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	553	3	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第一回優先株式	220	22	平成21年3月31日	平成21年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	184,673			184,673	
第一回優先株式	10,000			10,000	
合計	194,673			194,673	
自己株式					
普通株式	347	8		356	(注)
合計	347	8		356	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加8千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 当行の配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	552	3	平成22年3月31日	平成22年6月28日
	第一回優先株式	220	22	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年11月 12日 取締役会	普通株式	737	利益剰余金	4	平成22年9月30日	平成22年12月10日
	第一回優先株式	110	利益剰余金	11	平成22年9月30日	平成22年12月10日



前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当連結会計 年度増加株式数 (千株)	当連結会計 年度減少株式数 (千株)	当連結会計 年度末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	184,673			184,673	
第一回優先株式	10,000			10,000	
合計	194,673			194,673	
自己株式					
普通株式	332	15		347	(注)
合計	332	15		347	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加15千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 当行の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	553	3	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第一回優先株式	220	22	平成21年3月31日	平成21年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	552	利益剰余金	3	平成22年3月31日	平成22年6月28日
	第一回優先株式	220	利益剰余金	22	平成22年3月31日	平成22年6月28日

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成21年9月30日現在 現金預け金勘定 107,396 日本銀行以外への預け金 806 現金及び現金同等物 <u>106,590</u>	1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成22年9月30日現在 現金預け金勘定 80,453 日本銀行以外への預け金 683 現金及び現金同等物 <u>79,770</u>	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成22年3月31日現在 現金預け金勘定 80,330 日本銀行以外への預け金 898 現金及び現金同等物 <u>79,431</u>

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 主として、器具及び備品であります。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(3) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 同左 (イ) 無形固定資産 同左  リース資産の減価償却の方法 同左</p>	<p>ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 同左 (イ) 無形固定資産 同左  リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(3) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>
<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 988百万円 無形固定資産 100百万円 合計 1,088百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 577百万円 無形固定資産 45百万円 合計 622百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 411百万円 無形固定資産 54百万円 合計 466百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 184百万円 1年超 316百万円 合計 501百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 108百万円 減価償却費相当額 92百万円 支払利息相当額 14百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 871百万円 無形固定資産 100百万円 合計 971百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 619百万円 無形固定資産 62百万円 合計 682百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 251百万円 無形固定資産 38百万円 合計 289百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 162百万円 1年超 154百万円 合計 316百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 98百万円 減価償却費相当額 84百万円 支払利息相当額 9百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左</p>	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 924百万円 無形固定資産 100百万円 合計 1,024百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 596百万円 無形固定資産 53百万円 合計 650百万円 年度末残高相当額 有形固定資産 327百万円 無形固定資産 46百万円 合計 374百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 178百万円 1年超 226百万円 合計 405百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 213百万円 減価償却費相当額 182百万円 支払利息相当額 26百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p>

(金融商品関係)

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	80,453	80,453	
(2)有価証券			
その他有価証券	347,841	347,841	
(3)貸出金	1,322,329		
貸倒引当金(*1)	25,431		
	1,296,897	1,322,277	25,379
資産計	1,725,193	1,750,572	25,379
預金	1,656,286	1,657,433	1,146
負債計	1,656,286	1,657,433	1,146
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(7)	(7)	
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,075)	(1,075)	
デリバティブ取引計	(1,082)	(1,082)	

(\*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2)デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金についても、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)有価証券

株式及び受益証券は取引所の価格、債券は日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値等により評価した価格によっております。自行保証付私募債は、貸出金と同一の方法により、当行格付に基づく信用リスク等、担保による保全状況等を勘案し、時価を算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(追加情報)

当中間連結会計期間末において保有する変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、合理的に算定された公正な評価額によっております。これにより、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値により評価した場合に比べ「有価証券」は5,449百万円増加、「繰延税金資産」は2,212百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,237百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された公正な評価額は、当行から独立した第三者から入手し、当行でその適切性を検証したものであります。当該評価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法によってお

り、主な価格決定変数は国債の利回りであります。

### (3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の元利金の合計額を、当行格付に基づく信用リスク等のリスクプレミアムを算定し無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。また、住宅ローンについては、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 負債

### 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、変動金利の定期預金については、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	1,203
非上場受益証券(*2)	74
合 計	1,277

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはして  
おりません。

(\*2) 受益証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象と  
はしておりません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは銀行業として主に貸出金及び有価証券運用を中心とした業務を行っており、これらの業務を行うために預金を中心に資金調達を行っております。

資金運用については、地域への円滑な資金供給が、地域金融機関の社会的使命であることを認識し、個別の貸出先へのリスクを

十分踏まえ、主に地域の中小企業及び個人顧客を対象とした貸出業務を行っております。また、有価証券運用は、資産としての健全性を重視し国債を中心に行っており、証券化商品等、最終的なリスクの所在が明瞭ではない商品への運用は行っておりません。

デリバティブ取引については、金利関連取引の内の金利スワップ取引及び通貨関連取引の資金関連スワップ取引を利用しており、デリバティブ取引の取り組みにあたっては、顧客との取引等の実需に基づいた資産のリスクヘッジ手段の利用に徹しております。

当行では、銀行の資産と負債を総合的に管理するためのALM委員会において、各種のリスクテイクのあり方を検討しつつ、経営環境や市場環境の変化に対応できる銀行全体の運用・調達構造の構築に努めております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。貸出金については、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、景気動向や貸出先の財務内容が悪化した場合には、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。有価証券については国債を中心とする債券や上場株式等であり、主に銀行業務において運用する目的で保有しております。これらはそれぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債については、主として地域の法人及び個人から預入された預金であり、風評リスクの顕在化等による当行の信用力低下により、資金の調達が困難となる流動性リスクに晒されております。

外貨建の金融資産・金融負債については、為替相場により価値が変動する為替リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行の金融商品に係るリスク管理体制は以下のとおりであります。また、連結子会社については、当行の管理体制に準じて、各社毎にリスク管理を行っております。

### 信用リスク管理

当行は、「リスク管理規程」及び「信用リスク管理の基本方針」のほか信用リスクに関する管理諸規程に則り、貸出金については、クレジットポリシーに基づき与信の小口分散に努めているほか、決裁権限基準・財務分析システムの活用による信用格付制度等に基づき厳格な審査を行うとともに、本部による営業店融資業務の指導、自己査定による信用供与の状況等の把握により管理体制の強化に努めております。また、信用リスク管理の精緻化を図るため信用リスクの計量化システムを導入し、信用リスクに見合った貸出金利の設定や与信ポートフォリオの策定等に活用し、信用リスク管理の充実を図っております。なお、与信の集中リスクを適切に管理するため「与信ポートフォリオ管理規程」を制定し、与信ポートフォリオのモニタリングを行い、その状況については定期的にALM委員会や常務会に報告することとしております。

### 市場リスクの管理

#### (i) 金利リスクの管理

当行は、ALM委員会が金利リスク管理の基本的方針を検討することとしております。具体的には、事業所向け貸出は変動金利を原則とし、有価証券でも変動利付国債の運用比率を高める等、金利リスクの抑制に努めています。中長期の固定金利住宅ローンについては、金利スワップによるリスクヘッジを行っております。金利リスク管理の所管部署は、定期的に金利リスク量の計測や金利変動による収益シミュレーションを行い、その結果をALM委員会や常務会に報告することとしております。

#### (ii) 価格変動リスクの管理

有価証券運用については、適切なリスクリターンによる健全運営と安定収益の確保を基本方針とし、半期毎に決定する有価証券投資計画に基づき行っております。

価格変動リスクについては、「市場関連リスク管理の基本方針」に基づいてリスクを適切に把握し、許容範囲を検討したうえで最も有効な資産運用を図り収益を確保する管理体制をとっており、月次ベースで計測されたリスク量が許容範囲内であることを確認の上、ALM委員会や常務会に報告することとしております。

#### (iii) 為替リスクの管理

外国為替取引には、お客さまによる外貨両替取引や輸出入取引等があります。当行では、市場取引を通じて外貨建の金融資産残高と金融負債残高を管理し、お客さまとの外国為替取引に伴う為替リスクを抑制しております。

### 流動性リスクの管理

「流動性リスク管理の基本方針」に基づき、資金調達・運用構造に則した適切かつ安定的な資金繰りを行ない、将来不測の事態が発生した場合においても、合理的かつ機動的な対応ができる管理体制を整備しております。

運用・調達のバランスを考慮して策定した半期間の資金計画に基づき、日次・週次・月次・四半期次で資金繰り見通し及び実績を管理し、常務会・取締役会へ報告しております。また、万一の場合に備えて「緊急時の資金繰り管理要領」等を策定し、資金繰り懸念時・緊急時の管理体制を整備しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金預け金	80,330	80,330	
(2)有価証券 その他有価証券	334,096	334,096	
(3)貸出金 貸倒引当金（*1）	1,337,850 35,220		
	1,302,630	1,318,043	15,412
資産計	1,717,057	1,732,470	15,412
預金	1,630,286	1,631,721	1,435
負債計	1,630,286	1,631,721	1,435
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(7)	(7)	
ヘッジ会計が適用されているもの	(680)	(680)	
デリバティブ取引計	(688)	(688)	

（\*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

#### （注1）金融商品の時価の算定方法

##### 資産

##### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金についても、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (2) 有価証券

株式及び受益証券は取引所の価格、債券は日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値等により評価した価格によっております。自行保証付私募債は、貸出金と同一の方法により、当行格付に基づく信用リスク等、担保による保全状況等を勘案し、時価を算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(追加情報)

当連結会計年度末において保有する変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、合理的に算定された公正な評価額によっております。これにより、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値により評価した場合に比べ「有価証券」は6,190百万円増加、「繰延税金資産」は2,513百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,677百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された公正な評価額は、当行から独立した第三者から入手し、当行でその適切性を検証したものであります。当該評価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法によっており、主な価格決定変数は国債の利回りであります。

### (3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の元利金の合計額を、当行格付に基づく信用リスク等のリスクプレミアムを算定し無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。また、住宅ローンについては、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 負債

### 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定してしております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、変動金利の定期預金については、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	1,710
非上場受益証券(*2)(*3)	74
合 計	1,784

(\*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはして  
おりません。

(\*2)受益証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象と



はしていません。

( \* 3 ) 当連結会計年度において、非上場受益証券について25百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超	期間の定めのないもの
預け金	59,363					
有価証券	15,320	2,670	35,058	127,226	132,014	
その他有価証券のうち	15,320	2,670	35,058	127,226	132,014	
満期のあるもの						
うち国債	1,500	1,183	22,916	115,631	87,000	
地方債	280	461	1,898	1,235	1,180	
社債	11,531	1,002	10,244	10,360	19,760	
その他	2,009	23			24,074	
貸出金( * )	361,184	277,667	191,434	105,084	398,557	3,921
合計	435,867	280,337	226,493	232,311	530,572	3,921

( \* ) 貸出金は、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権を含めております。

(注4) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預金( * )	1,288,540	144,813	30,900	4,398
合計	1,288,540	144,813	30,900	4,398

( \* ) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

該当するものではありません。なお、これは当中間連結会計期間中において当行の保有する有価証券のポートフォリオ、デュレーション及び将来の金利リスク等を考慮して満期保有目的の債券についても機動的な運用を行うこととし、保有目的区分をその他有価証券に変更するとともに一部を売却したためであります。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	13,005	12,060	945
債券	224,895	231,327	6,432
国債	178,226	183,512	5,286
地方債	4,626	4,778	151
社債	42,042	43,036	993
その他	32,293	29,024	3,269
外国債券	26,000	23,095	2,904
合計	270,194	272,412	2,217

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式及びその他の中の受益証券については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により計上しております。それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上しております。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落し、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合には、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について249百万円減損処理しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準の概要は以下の通りであります。

(1) 株式及び受益証券

中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額が、取得原価に比べて30%以上下落した場合。

(2) 債券

中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落した場合で発行会社の財務内容等に懸念が認められる場合。

3. (追加情報)

当行は、当中間連結会計期間末において保有する変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、合理的に算定された公正な評価額によっております。これにより、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値により評価した場合に比べ、「有価証券」は6,433百万円増加、「繰延税金資産」は2,612百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,821百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された公正な評価額は、当行から独立した第三者から入手し、当行でその適切性を検証したものであります。当該評価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法によっており、主な価格決定変数は国債の利回りであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場事業債	1,520
非上場株式	1,712

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

該当するものではありません。

2. その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,166	1,389	776
	債券	304,360	295,137	9,222
	国債	198,794	193,643	5,151
	地方債	34,736	33,863	872
	社債	70,829	67,631	3,198
	その他	3,012	3,000	12
	外国債券	3,012	3,000	12
	小計	309,538	299,527	10,011
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	7,711	8,892	1,181
	債券	1,711	1,713	2
	国債			
	地方債			
	社債	1,711	1,713	2
	その他	28,879	32,181	3,302
	外国債券	21,756	24,000	2,243
	小計	38,302	42,788	4,486
合計		347,841	342,316	5,524

3. 減損処理を行った有価証券(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落し、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合には、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。当中間連結会計期間における減損処理額は、株式2,082百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準の概要は以下の通りであります。

(1)株式及び受益証券

中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額が、取得原価に比べて30%以上下落した場合。

(2)債券

中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、及び30%以上50%

未滿下落した場合で発行会社の財務内容等に懸念が認められる場合。

前連結会計年度末

1. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

該当するものではありません。

2. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,353	1,528	825
	債券	244,277	237,623	6,654
	国債	197,663	192,484	5,178
	地方債	4,620	4,463	156
	社債	41,993	40,675	1,318
	その他	3,524	3,428	95
	外国債券	1,003	1,000	3
	小計	250,155	242,580	7,575
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	8,846	10,830	1,983
	債券	48,950	49,113	162
	国債	36,000	36,106	106
	地方債	581	584	3
	社債	12,369	12,422	52
	その他	26,143	28,852	2,709
	外国債券	22,619	25,000	2,380
	小計	83,941	88,796	4,855
合計		334,096	331,376	2,719

3. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
国債	61,484	63,710	2,226
地方債			
社債			
その他			
合計	61,484	63,710	2,226

(売却の理由)

当行の保有する有価証券のポートフォリオ、デュレーション及び将来の金利リスク等を考慮して満期保有目的の債券についても機動的な運用を行うこととしました。これに伴い保有目的区分をその他有価証券に変更するとともに、一部を売却しております。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額

	(百万円)	(百万円)	(百万円)
株式	3,396	617	167
債券	21,286	262	
国債	15,173	193	
地方債	2,797	33	
社債	3,315	35	
その他			
合計	24,683	880	167

#### 5. 保有目的を変更した有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券の保有目的を変更し、その他有価証券に区分しております。これは、当連結会計年度中において当行の保有する債券のポートフォリオ、デュレーション及び将来の金利リスク等を考慮して満期保有目的の債券についても機動的な運用を行うこととし、保有目的区分をその他有価証券に変更するとともに一部を売却したためであります。なお、この変更により有価証券は57百万円増加、繰延税金資産は23百万円減少、その他有価証券評価差額金は33百万円増加しております。

#### 6. 減損処理を行った有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落し、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合には、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について339百万円減損処理しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準の概要は以下の通りであります。

##### (1) 株式及び受益証券

連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額が、取得原価に比べて30%以上下落した場合。

##### (2) 債券

連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落した場合で発行会社の財務内容等に懸念が認められる場合。

#### (金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末(平成21年9月30日現在)

該当事項なし。

当中間連結会計期間末(平成22年9月30日現在)

該当事項なし。

前連結会計年度末(平成22年3月31日現在)

該当事項なし。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,217
その他有価証券	2,217
繰延税金負債	900
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,317
その他有価証券評価差額金	1,317

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	5,524
その他有価証券	5,524
繰延税金負債	2,243
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,281
その他有価証券評価差額金	3,281

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,719
その他有価証券	2,719
繰延税金負債	1,104
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,615
その他有価証券評価差額金	1,615

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ	961	13	13

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約	1,316	2	2

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

該当事項なし。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当事項なし。

当中間連結会計期間末

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定	614	195	5	5
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
買建					
	合計			5	5

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。



## (2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百 万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約				
	売建	677		24	24
	買建	902		25	25
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建 買建				
	合計			1	1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

該当事項なし。

## (4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

該当事項なし。

## (5) 商品関連取引(平成22年9月30日現在)

該当事項なし。

## (6) クレジットデリバティブ取引(平成22年9月30日現在)

該当事項なし。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	20,730	19,599	1,084
	合計				1,084

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	為替予約	外貨建の貸出金	7,850		9
	合計				9

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

該当事項なし。

前連結会計年度末

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定	883	167	10	10
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
	買建				
	合計			10	10

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百 万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約				
	売建	172		4	4
	買建	395		6	6
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建 買建				
	合計			2	2

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当事項なし。

## (4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当事項なし。

## (5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

該当事項なし。

## (6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

該当事項なし。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	21,581	19,447	671
	合計				671

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	為替予約	外貨建の貸出金	8,116		8
	合計				8

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当事項なし。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項なし。

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項なし。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項なし。

(資産除去債務関係)

当中間連結会計期間末(平成22年9月30日現在)

資産除去債務については、事業運営において重要なものでないため、記載しておりません。

(セグメント情報等)

**【事業の種類別セグメント情報】**

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

連結会社は銀行業以外に一部でその他の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部でその他の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

**【所在地別セグメント情報】**

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

**【国際業務経常収益】**

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。



**【セグメント情報】**

当中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年 3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年 3月21日)を適用しております。

**【関連情報】**

当中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

**1. サービスごとの情報**

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	15,498	3,595	2,043	21,138

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

**2. 地域ごとの情報****(1) 経常収益**

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

**(2) 有形固定資産**

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

**3. 主要の顧客ごとの情報**

特定の顧客に対する経常収益で、中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

当中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

当中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

当中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	452.60	478.49	460.25
1株当たり中間(当期)純利益金額	円	17.62	13.52	23.82
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	14.14	11.32	20.07

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間連結会計期間末(連結会計年度末)の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	103,535	108,379	105,124
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	20,107	20,185	20,288
うち優先株式	百万円	20,000	20,000	20,000
うち定時株主総会決議 による優先配当額	百万円			220
うち中間優先配当額	百万円		110	
うち少数株主持分	百万円	107	75	68
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	83,427	88,194	84,835
1株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	184,331	184,317	184,326

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	3,248	2,601	4,611
普通株主に帰属しない 金額	百万円		110	220
うち定時株主総会決議 による優先配当額	百万円			220
うち中間優先配当額	百万円		110	
普通株式に係る中間(当 期)純利益	百万円	3,248	2,491	4,391
普通株式の(中間)期中平 均株式数	千株	184,336	184,321	184,333
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円		110	220
うち定時株主総会決議 による優先配当額	百万円			220
うち中間優先配当額	百万円		110	
普通株式増加数	千株	45,454	45,454	45,454
うち優先株式	千株	45,454	45,454	45,454

## (重要な後発事象)

該当事項なし。

## 2 【その他】

### 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
経常収益	11,389	10,413
資金運用収益	8,985	8,585
(うち貸出金利息)	8,091	7,691
(うち有価証券利息配当金)	878	869
役務取引等収益	724	765
その他業務収益	1,539	699
その他経常収益	140	362
経常費用	7,510	8,778
資金調達費用	1,227	852
(うち預金利息)	1,109	721
役務取引等費用	482	440
その他業務費用	2	1
営業経費	5,521	5,713
その他経常費用	1 276	1 1,771
経常利益	3,878	1,635
特別利益	1	547
貸倒引当金戻入益		546
償却債権取立益	1	0
特別損失	15	33
固定資産処分損	15	33
税金等調整前四半期純利益	3,864	2,148
法人税、住民税及び事業税	56	12
法人税等調整額	1,587	876
法人税等合計	1,643	888
少数株主損益調整前四半期純利益		1,259
少数株主損失( )	25	5
四半期純利益	2,245	1,265

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
1. その他経常費用には、株式等償却250百万円を含んでおります。	1. その他経常費用には、株式等償却1,613百万円を含んでおります。

3【中間財務諸表】  
 (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)	
<b>資産の部</b>						
現金預け金	8	107,396	8	80,453	8	80,329
コールローン		30,153		30,152		10,158
買入金銭債権		12		3		8
有価証券	1, 8, 15	276,808	1, 8, 15	350,182	1, 8, 15	336,944
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9	1,357,022	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9	1,322,701	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9	1,338,213
外国為替	6	818	6	874	6	808
その他資産	8	7,926	8	7,489	8	7,467
有形固定資産	10, 11, 12	18,572	10, 11, 12	19,271	10, 11, 12	19,084
無形固定資産		941		889		946
繰延税金資産		16,887		12,453		15,366
支払承諾見返		2,756		2,330		2,461
貸倒引当金		38,946		25,518		35,348
資産の部合計		1,780,349		1,801,282		1,776,440
<b>負債の部</b>						
預金	8	1,643,367	8	1,658,162	8	1,632,136
コールマネー		32		-		31
借入金	8	-	8	1,600	8	-
外国為替		2		0		0
社債	13	10,000	13	10,000	13	10,000
その他負債		9,153		9,262		15,085
未払法人税等		149		117		150
リース債務		246		425		311
資産除去債務				58		
その他の負債	14	8,757	14	8,661	14	14,623
賞与引当金		654		640		643
退職給付引当金		6,106		6,249		6,192
役員退職慰労引当金		269		214		304
投資損失引当金		280		267		287
睡眠預金払戻損失引当金		168		166		165
偶発損失引当金		265		217		216
再評価に係る繰延税金負債	10	3,468	10	3,468	10	3,468
支払承諾		2,756		2,330		2,461
負債の部合計		1,676,527		1,692,581		1,670,992

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部			
資本金	38,300	38,300	38,300
資本剰余金	34,600	34,600	34,600
資本準備金	24,600	24,600	24,600
その他資本剰余金	10,000	10,000	10,000
利益剰余金	25,291	28,486	26,652
利益準備金	-	154	-
その他利益剰余金	25,291	28,331	26,652
繰越利益剰余金	25,291	28,331	26,652
自己株式	139	141	140
株主資本合計	98,052	101,244	99,413
<sup>10</sup> 其他有価証券評価差額金	1,317	3,281	1,615
繰延ヘッジ損益	337	615	370
<sup>10</sup> 土地再評価差額金	4,789	4,789	4,789
<sup>10</sup> 評価・換算差額等合計	5,769	7,456	6,034
純資産の部合計	103,822	108,700	105,447
負債及び純資産の部合計	1,780,349	1,801,282	1,776,440

## (2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
経常収益	21,416	20,835	41,756
資金運用収益	17,783	17,103	35,195
(うち貸出金利息)	16,201	15,472	32,117
(うち有価証券利息配当金)	1,549	1,583	3,005
役務取引等収益	1,371	1,495	2,943
その他業務収益	1,547	1,854	2,572
その他経常収益	<sup>1</sup> 714	<sup>1</sup> 381	<sup>1</sup> 1,045
経常費用	15,853	16,853	33,325
資金調達費用	2,545	1,778	4,653
(うち預金利息)	2,315	1,518	4,176
役務取引等費用	984	910	1,899
その他業務費用	4	2	34
営業経費	<sup>2</sup> 10,726	<sup>2</sup> 11,249	<sup>2</sup> 21,647
その他経常費用	<sup>3</sup> 1,592	<sup>3</sup> 2,913	<sup>3</sup> 5,090
経常利益	5,562	3,981	8,431
特別利益	<sup>4</sup> 1	<sup>4</sup> 692	<sup>4</sup> 2
特別損失	<sup>5</sup> 16	<sup>5</sup> 103	<sup>5</sup> 203
税引前中間純利益	5,548	4,569	8,230
法人税、住民税及び事業税	65	22	47
法人税等調整額	2,211	1,941	3,550
法人税等合計	2,276	1,963	3,597
中間純利益	3,271	2,606	4,632

## (3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	38,300	38,300	38,300
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	38,300	38,300	38,300
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	34,600	24,600	34,600
当中間期変動額			
資本準備金の取崩	10,000	-	10,000
当中間期変動額合計	10,000	-	10,000
当中間期末残高	24,600	24,600	24,600
その他資本剰余金			
前期末残高	-	10,000	-
当中間期変動額			
資本準備金の取崩	10,000	-	10,000
当中間期変動額合計	10,000	-	10,000
当中間期末残高	10,000	10,000	10,000
資本剰余金合計			
前期末残高	34,600	34,600	34,600
当中間期変動額			
資本準備金の取崩	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	34,600	34,600	34,600
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	3,699	-	3,699
当中間期変動額			
利益準備金の積立	-	154	-
利益準備金の取崩	3,699	-	3,699
当中間期変動額合計	3,699	154	3,699
当中間期末残高	-	154	-
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高	26,500	-	26,500
当中間期変動額			
別途積立金の取崩	26,500	-	26,500
当中間期変動額合計	26,500	-	26,500
当中間期末残高	-	-	-

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>繰越利益剰余金</b>			
前期末残高	7,406	26,652	7,406
当中間期変動額			
利益準備金の積立	-	154	-
剰余金の配当	773	772	773
利益準備金の取崩	3,699	-	3,699
別途積立金の取崩	26,500	-	26,500
中間純利益	3,271	2,606	4,632
当中間期変動額合計	32,698	1,678	34,059
当中間期末残高	25,291	28,331	26,652
<b>利益剰余金合計</b>			
前期末残高	22,793	26,652	22,793
当中間期変動額			
利益準備金の積立	-	-	-
剰余金の配当	773	772	773
利益準備金の取崩	-	-	-
別途積立金の取崩	-	-	-
中間純利益	3,271	2,606	4,632
当中間期変動額合計	2,498	1,833	3,859
当中間期末残高	25,291	28,486	26,652
<b>自己株式</b>			
前期末残高	136	140	136
当中間期変動額			
自己株式の取得	2	1	3
当中間期変動額合計	2	1	3
当中間期末残高	139	141	140
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	95,556	99,413	95,556
当中間期変動額			
剰余金の配当	773	772	773
中間純利益	3,271	2,606	4,632
自己株式の取得	2	1	3
当中間期変動額合計	2,496	1,831	3,856
当中間期末残高	98,052	101,244	99,413



(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	1,385	1,615	1,385
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,702	1,666	3,000
当中間期変動額合計	2,702	1,666	3,000
当中間期末残高	1,317	3,281	1,615
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	344	370	344
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	6	244	26
当中間期変動額合計	6	244	26
当中間期末残高	337	615	370
土地再評価差額金			
前期末残高	4,789	4,789	4,789
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	4,789	4,789	4,789
評価・換算差額等合計			
前期末残高	3,060	6,034	3,060
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,708	1,421	2,974
当中間期変動額合計	2,708	1,421	2,974
当中間期末残高	5,769	7,456	6,034
純資産合計			
前期末残高	98,617	105,447	98,617
当中間期変動額			
剰余金の配当	773	772	773
中間純利益	3,271	2,606	4,632
自己株式の取得	2	1	3
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,708	1,421	2,974
当中間期変動額合計	5,205	3,253	6,830
当中間期末残高	103,822	108,700	105,447

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式及びその他の中の受益証券については中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については、中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式及びその他の中の受益証券については中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については、中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております</p>	<p>有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式及びその他の証券の中の受益証券については決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については、決算期末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～47年 その他 3年～15年	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～47年 その他 3年～15年
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(3) リース資産 同左	(3) リース資産 同左

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
4.引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てしております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p>	(1) 貸倒引当金 同左	(1) 貸倒引当金 同左

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p>	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度末から、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。</p> <p>なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなった</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
			ため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。
	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 同左	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
	(5) 投資損失引当金 関係会社の債務超過額にかかる損失に備えるため、関係会社に対する投資額及び貸出金を超えて負担が見込まれる額を計上しております。	(5) 投資損失引当金 同左	(5) 投資損失引当金 同左
	(6) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。	(6) 睡眠預金払戻損失引当金 同左	(6) 睡眠預金払戻損失引当金 同左
	(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度等により実行した融資について、将来発生する可能性がある負担金支払の見込額を計上しております。	(7) 偶発損失引当金 同左	(7) 偶発損失引当金 同左
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
7. ヘッジ会計の方法	<p>(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は337百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は179百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は288百万円(税効果額控除前)であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
8. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	同左	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>
9. 手形割引の会計処理	<p>手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。</p>	同左	同左



【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、経常利益は0百万円、税引前中間純利益は58百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は61百万円であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。 この変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。</p>

【追加情報】

<p>前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>
<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 当行は、当中間会計期間末において、保有する変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、合理的に算定された公正な評価額によっております。これにより、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値により評価した場合に比べ、「有価証券」は6,433百万円増加、「繰延税金資産」は2,612百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,821百万円増加しております。 変動利付国債の合理的に算定された公正な評価額は、当行から独立した第三者から入手し、当行でその適切性を検証したものであります。当該評価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法によっており、主な価格決定変数は国債の利回りであります。</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 当行は、当中間会計期間末において、保有する変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、合理的に算定された公正な評価額によっております。これにより、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値により評価した場合に比べ、「有価証券」は5,449百万円増加、「繰延税金資産」は2,212百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,237百万円増加しております。 変動利付国債の合理的に算定された公正な評価額は、当行から独立した第三者から入手し、当行でその適切性を検証したものであります。当該評価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法によっており、主な価格決定変数は国債の利回りであります。</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 当行は、当事業年度末において、保有する変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、合理的に算定された公正な評価額によっております。これにより、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値により評価した場合に比べ、「有価証券」は6,190百万円増加、「繰延税金資産」は2,513百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,677百万円増加しております。 変動利付国債の合理的に算定された公正な評価額は、当行から独立した第三者から入手し、当行でその適切性を検証したものであります。当該評価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法によっており、主な価格決定変数は国債の利回りであります。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>1. 関係会社の株式総額 1,063百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は33,703百万円、延滞債権額は41,414百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,309百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 1,063百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は16,952百万円、延滞債権額は35,852百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,578百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 1,063百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は24,957百万円、延滞債権額は40,434百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,028百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)																										
<p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,745百万円でありませす。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は82,173百万円でありませす。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>6. 手形割引により受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してありますが、その額面金額は17,705百万円でありませす。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、496百万円でありませす。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりでありませす。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="135 1344 486 1444"> <tr><td>現金預け金</td><td>26百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>43,941百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>25百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="135 1478 486 1545"> <tr><td>預金</td><td>6,289百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券42,372百万円を差し入れてあります。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は3,550百万円でありませす。</p>	現金預け金	26百万円	有価証券	43,941百万円	その他資産	25百万円	預金	6,289百万円	<p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,690百万円でありませす。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は60,074百万円でありませす。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>6. 手形割引により受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してありますが、その額面金額は17,651百万円でありませす。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、498百万円でありませす。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりでありませす。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="550 1344 901 1444"> <tr><td>現金預け金</td><td>26百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>125,454百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>29百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="550 1478 901 1545"> <tr><td>預金</td><td>6,124百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,600百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券42,436百万円を差し入れてあります。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は3,616百万円でありませす。</p>	現金預け金	26百万円	有価証券	125,454百万円	その他資産	29百万円	預金	6,124百万円	借入金	1,600百万円	<p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,245百万円でありませす。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は73,665百万円でありませす。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>6. 手形割引により受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してありますが、その額面金額は19,215百万円でありませす。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、497百万円でありませす。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりでありませす。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="981 1344 1332 1444"> <tr><td>預け金</td><td>26百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>153,992百万円</td></tr> <tr><td>その他の資産</td><td>25百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="981 1478 1332 1545"> <tr><td>預金</td><td>5,083百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券42,565百万円を差し入れてあります。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は3,488百万円でありませす。</p>	預け金	26百万円	有価証券	153,992百万円	その他の資産	25百万円	預金	5,083百万円
現金預け金	26百万円																											
有価証券	43,941百万円																											
その他資産	25百万円																											
預金	6,289百万円																											
現金預け金	26百万円																											
有価証券	125,454百万円																											
その他資産	29百万円																											
預金	6,124百万円																											
借入金	1,600百万円																											
預け金	26百万円																											
有価証券	153,992百万円																											
その他の資産	25百万円																											
預金	5,083百万円																											

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、42,876百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが36,976百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、43,863百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが39,216百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、41,343百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが37,301百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 10,693百万円</p> <p>12.</p> <p>13. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>14. 営業譲受に伴い、株式会社新潟中央銀行から元本の価額を割り引いて譲受けた債権につきましては、債権を割り引く前の元本の価額で計上し、譲受価額との差額は「その他の負債」に345百万円計上しております。</p> <p>なお、割引譲受債権の回収に伴うその他の負債の取崩額は11百万円であり、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。</p> <p>15. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,520百万円であります。</p>	<p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 49百万円</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 10,206百万円</p> <p>12.</p> <p>13. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>14. 営業譲受に伴い、株式会社新潟中央銀行から元本の価額を割り引いて譲受けた債権につきましては、債権を割り引く前の元本の価額で計上し、譲受価額との差額は「その他の負債」に265百万円計上しております。</p> <p>なお、割引譲受債権の回収に伴うその他の負債の取崩額は9百万円であり、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。</p> <p>15. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は838百万円であります。</p>	<p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額は、当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回っていないため差額を記載しておりません。</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 10,374百万円</p> <p>12. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,030百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p> <p>13. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>14. 営業譲受に伴い、株式会社新潟中央銀行から元本の価額を割り引いて譲受けた債権につきましては、債権を割り引く前の元本の価額で計上し、譲受価額との差額は「その他の負債」に284百万円計上しております。</p> <p>なお、割引譲受債権の回収に伴うその他の負債の取崩額は29百万円であり、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。</p> <p>15. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,105百万円であります。</p>

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)												
<p>1. その他経常収益には、株式等売却益514百万円を含んでおります。</p> <p>2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="159 403 478 504"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>236百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>118百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>3. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額978百万円及び株式等償却250百万円を含んでおります。</p> <p>4.</p> <p>5. 特別損失は、固定資産処分損であります。</p>	有形固定資産	236百万円	無形固定資産	118百万円	その他	2百万円	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益207百万円を含んでおります。</p> <p>2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="574 403 893 504"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>274百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>116百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>3. その他経常費用には、株式等償却2,082百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別利益には、貸倒引当金戻入益691百万円を含んでおります。</p> <p>5. 特別損失は、固定資産処分損46百万円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額57百万円であります。</p>	有形固定資産	274百万円	無形固定資産	116百万円	その他	2百万円	<p>1.</p> <p>2.</p> <p>3. その他の経常費用には延滞債権等を売却したことによる損失863百万円を含んでおります。</p> <p>4.</p> <p>5. 固定資産処分損は、建物の処分損185百万円、その他の処分損17百万円であります。</p>
有形固定資産	236百万円													
無形固定資産	118百万円													
その他	2百万円													
有形固定資産	274百万円													
無形固定資産	116百万円													
その他	2百万円													

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	332	9		341	(注)
合計	332	9		341	

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加9千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	347	8		356	(注)
合計	347	8		356	

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加8千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	332	15		347	(注)
合計	332	15		347	

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加15千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。



(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、器具及び備品であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 同左</p>	<p>ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>
<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 988百万円 無形固定資産 100百万円 合計 1,088百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 577百万円 無形固定資産 45百万円 合計 622百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 411百万円 無形固定資産 54百万円 合計 466百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 184百万円 1年超 316百万円 合計 501百万円 ・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 108百万円 減価償却費相当額 92百万円 支払利息相当額 14百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 871百万円 無形固定資産 100百万円 合計 971百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 619百万円 無形固定資産 62百万円 合計 682百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 251百万円 無形固定資産 38百万円 合計 289百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 162百万円 1年超 154百万円 合計 316百万円 ・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 98百万円 減価償却費相当額 84百万円 支払利息相当額 9百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左</p>	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 924百万円 無形固定資産 100百万円 合計 1,024百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 596百万円 無形固定資産 53百万円 合計 650百万円 期末残高相当額 有形固定資産 327百万円 無形固定資産 46百万円 合計 374百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 178百万円 1年超 226百万円 合計 405百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 213百万円 減価償却費相当額 182百万円 支払利息相当額 26百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左</p>

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成21年 9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
子会社株式	1,063
計	1,063

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

前事業年度末(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	1,063
計	1,063

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

資産除去債務については、事業運営において重要なものでないため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

#### 4 【その他】

##### 中間配当

平成22年11月12日開催の取締役会において、第145期の中間配当につき次のとおり決議しました。

##### 普通配当

中間配当額 737百万円

1株当たりの中間配当額 4円00銭

##### 優先配当

中間配当額 110百万円

1株当たりの中間配当額 11円00銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成22年12月10日

(注)平成22年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行います。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月6日

株式会社 東日本銀行  
取締役 会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 上 豊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 智 治	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東日本銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東日本銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月9日

株式会社 東日本銀行  
取締役 会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 上 豊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 智 治	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東日本銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東日本銀行及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月6日

株式会社 東日本銀行  
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 上 豊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 智 治	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東日本銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第144期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東日本銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月9日

株式会社 東日本銀行  
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 上 豊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 智 治	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東日本銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第145期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東日本銀行の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。